

感染拡大防止助成金交付規程
(バス・タクシー業)

(通則)

第1条 感染拡大防止助成金(以下「助成金」という。)の交付については、感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業費補助金交付要綱(令和2年観光第263号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業」実施コンソーシアム(以下「事務局」という。)が策定したガイドラインに基づいて感染症の拡大防止に関する取組を実施するバス・タクシー業を支援することにより、バス・タクシー業における感染拡大防止対策の実践を促進することを目的とする。

2 この規程は、要綱第8条に定める補助事業者である事務局が行う助成金の交付事業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の支給対象者)

第3条 助成金の支給対象者は、要綱別表1に定める要件を全て満たす者であって、一般の需要に応じることができる事業を実施する者とする。

2 事務局の構成団体に所属する事業者については、要綱別表1の「・本事業で作成したガイドラインに基づく対応を、事業終了後も継続して統一的に行うため、ガイドラインを作成した補助事業者と速やかに連絡できる体制を構築している事業者」に該当するものとする。

(助成金の対象事業)

第4条 助成金の支給対象事業(以下「補助事業」という。)は、事務局が策定したガイドラインに基づいて行われる感染症の拡大防止に関する事業とする。

(助成金の支給対象者の募集)

第5条 事務局は、インターネットの利用その他の適切な方法により、助成金について広く周知し、支給対象者の募集を行うこととする。

(助成金の申請等)

第6条 助成金の支給対象者は、感染拡大防止助成金交付申請書(様式第1)(以下「交付申請書」という。)及び必要な添付書類を、前条の募集を行っている期間内に事務局に提出しなければならない。

2 助成金の支給対象者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付決定の通知)

第7条 事務局は、交付申請書等の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めるときは、速やかに交付決定を行い、その決定の内容を助成金の支給対象者に通知するものとする。

2 事務局は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。また、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 事務局は、交付申請書等の内容を審査した結果、助成金を交付すべきと認められないときは、速やかに交付しないことを決定し、その決定の内容を助成金の支給対象者に通知するものとする。

(申請の取り下げ等)

第8条 感染拡大防止助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象事業者」という。）は、前条第1項に規定する助成金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局に書面をもって申し出なければならない。

(助成金の交付)

第9条 事務局は、交付対象事業者1事業者につき25万円を、予算の範囲内で交付するものとする。

(実績報告)

第10条 交付対象事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日までに感染拡大防止助成金実績報告書（様式第2）を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の報告書を取りまとめ、北海道に進達しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 事務局は、第8条に規定する申請の取り下げがあった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 交付対象事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付対象事業者又は補助事業が、本規程の規定に適合しない場合

(3) 交付対象事業者が、助成金を本規程に定める用途以外に使用した場合

(4) 交付対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(5) 交付対象事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(状況報告等)

第12条 事務局は、補助事業の円滑適正な実施を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して当該補助事業の遂行に関し、報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

2 事務局は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを交付対象事業者に命ずることができる。

(個人情報保護)

第13条 事務局は、支給対象者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(その他)

第14条 事務局は、本規程に定められた事項のほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月30日から施行する。なお、施行日より前に助成金の申請を行った場合については、なお従前の例による。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、感染拡大防止助成金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。